

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 14 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 14 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍教給第4号
令和5年11月13日

龍ヶ崎市監査委員 殿

龍ヶ崎市教育委員会
教育長 大古輝夫

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年11月1日付龍監第57号により報告を受けたところで
す。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

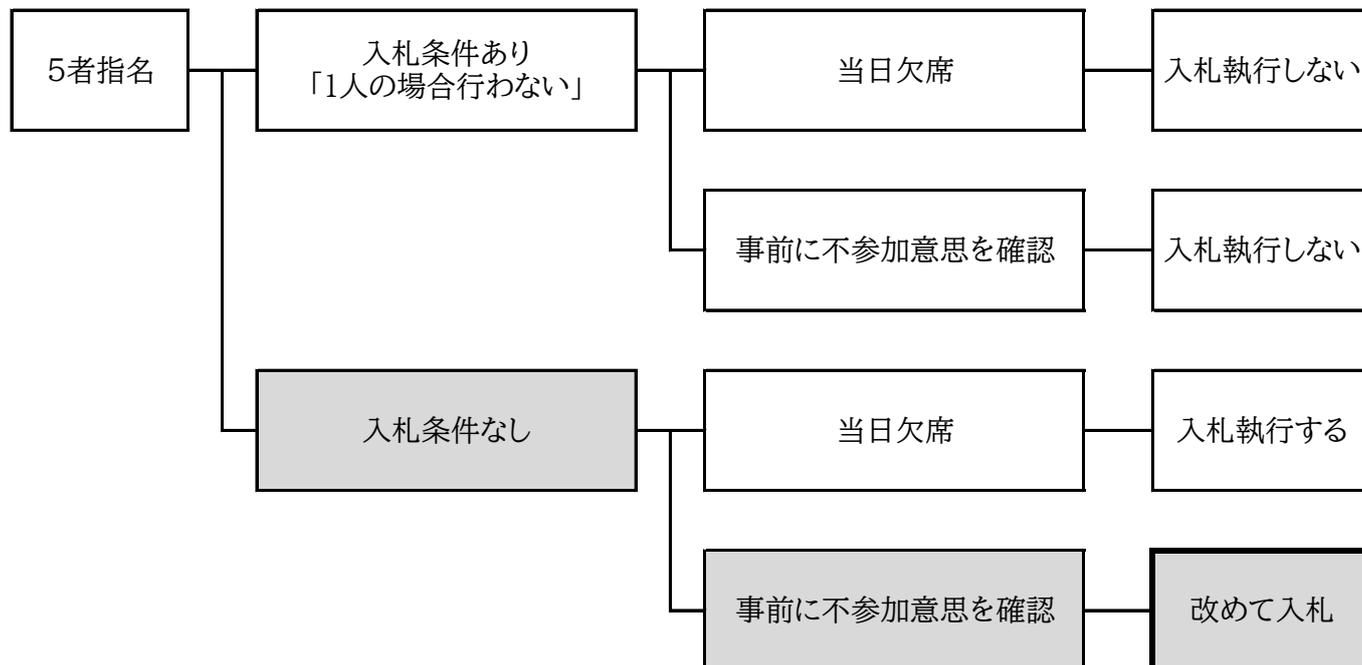
部課等名： 教育委員会学校給食センター

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 3頁	開札日以前に入札者が1者となることが確定したため、指名業者間における競争性が認められないと判断し、不調としたものです。別添資料に基づき対応していますが、事前に入札者に入札条件を明示することがより適切と考えられることから、今後はすべての指名通知書発行時に入札条件を明示した文書を添付するようにいたします。(財政課作成)
事実の概要等	指名競争入札における入札条件の明示	
区分	契約事務	
件名	意見 4頁	指摘後、見積書取書に決定理由の欄を追加し、産地や品質等の価格以外の理由で決定した場合に記載するよう改めました。
事実の概要等	各月分の賄材料の決定方法の改善	
区分	契約事務	
件名	注意 4頁	契約関係帳票については、全庁的に導入している契約システムにて出力していますが、契約決議書の契約の方法については、入札執行時の根拠法令が連携されるように制御しています。本件については、例外的に入札時点と契約時点での根拠法令が異なっておりますが、システム制御により、変更ができません箇所になっています。そのため、今後は、手作業での修正を行うように改めます。(財政課作成)
事実の概要等	契約の方法の錯誤	
区分	契約事務	
件名	注意 5頁	今後は、実態に即した仕様内容で発注するよう徹底します。また、次契約で新たに給食配送車の購入が生じた際には、あらかじめ市の確認を受けるよう仕様書に定めることとします。
事実の概要等	令和5～10年度学校給食センター配送業務委託仕様書の精査	
区分	契約事務	
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

指名競争入札当日1名のみ出席した場合の入札の執行

「地方公共団体契約実務ハンドブック」の内容について図示したもの(人事行政課確認済)



※網掛け部分が今回の該当案件

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 15 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 15 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍教指第 260 号
令和5年11月14日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市教育委員会教育長 大古 輝夫

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年11月1日付、龍監第57号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 教育委員会指導課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	事務管理	復命確認印に各旅行者が押印していたものを訂正し、再度旅行命令者が確認して押印しました。今後は規定通り適正に扱います。
件名	注意 旅行命令に係る復命取扱の錯誤	
事実の概要等	旅行命令に係る復命とは、出張等の後にその内容や結果等を上司に報告するものであり、旅行命令簿の復命確認印は、旅行命令者が当該報告を確認（承認）のうえ、押印するものであるが、各旅行者が押印している。	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 18 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 8 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦
同 寺 田 寿 夫

龍教文 第 225号
令和5年12月7日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市教育員会
教育長 大古 輝 夫

定期監査に係る措置状況について（回答）

令和5年11月1日龍監第57号にて通知のあったみだしのことについて、地方自治法第199条14項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 教育委員会文化・生涯学習課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	注意 4頁 令和5年度旧竹内農場赤レンガ西洋館用地賃貸借契約	契約決議記載の契約の方法（随意契約）の適用条項について、自治令第167条の2第1項第2号を適用することが妥当であると確認しました。契約決議書作成時には、適用条項を全員が確認することとして、来年度の契約時には、適正に記載していきます。
事実の概要等	契約決議記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本件契約額では市契約規則第18条は適用されず、自治令第167条の2第1項第2号が適用される。	
区分	契約事務	
件名	指摘 4頁 令和5年度旧竹内農場赤レンガ西洋館用地賃貸借契約	印紙税法別表第1を確認し、該当することを確認しました。納税義務がある契約相手方に連絡し、来年度の契約時には、適正な収入印紙が貼り付けてあるように対応します。
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税される所、市が保管する契約書に1,000円の収入印紙が貼付されている。	
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁 令和5年度龍ヶ崎市文化会館駐車場用地賃貸借契約	今回、是正が必要と指摘を受けた事項について、次年度の契約に向けて、管財部門及び契約部門と調整を図りながら、適正に規定をしていきます。
事実の概要等	当該契約では、賃借人の禁止事項等のみ規定し、賃借人の禁止事項等の規定がなく、また、廃止済みの法律に基づく協議が規定されている。これらの是正が必要と思慮されるので、契約内容を検討されたい(詳細は、別紙のとおり)。	
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁 令和5年度龍ヶ崎市文化会館駐車場用地賃貸借契約	印紙税法別表第1を確認し、該当することを確認しました。納税義務がある契約相手方に連絡し、来年度の契約時には、適正な収入印紙が貼り付けてあるように対応します。
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税される所、市が保管する契約書に2,000円の収入印紙が貼付されている。	
区分	事務管理	
件名	指摘 8頁 団体事務の改善	公文書と団体事務の錯綜を防ぐため、公文書の事務処理方を参考に、団体事務用に起案用紙を定め課内で共有しました。また、個別フォルダーは公文書と団体事務を第2ガイドで区切って保管しました。支出に際しては、適時に伝票を作成し決裁を受けるものとします。
事実の概要等	団体事務局を兼ねる場合において、市の事務と団体の事務の間に錯綜等が見られる(詳細は、別紙のとおり)。	

様式第14号

区分	負担金、補助及び交付金		<p>今後は交付金の決定通知に必要な交付条件を付して通知することとします。 不用額の処理については、市子ども会育成連合会に対し実績報告の訂正を指示し、交付額確定通知を送付しました。なお、不用額については速やかに市へ返納させました。今後は、毎年度末までに交付額の確定をし、不用額については戻入等適切な処理を行います。</p>
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金に係る交付条件の失念及び精算未了	
事実の概要等	同交付金に係る決定通知書において、必要な交付条件を付していない。さらに、全額を概算払しているが、当該精算報告及び不用額の処理が確認できない。		
区分	負担金、補助及び交付金		<p>今後は交付金の決定通知に必要な交付条件を付して通知することとし、概算払いの理由も明示することとします。精算報告については、10月24日に実績報告が提出されたことから交付額を確定し、残額については戻入しました。</p>
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金に係る交付条件の失念及び精算未了等	
事実の概要等	同交付金（放課後プレイキャンプ野沢温泉村）に係る決定通知書において、必要な交付条件を付していない。また、全額を概算払したが、その理由の明示がない。さらに、当該精算報告が確認できない。		
区分	負担金、補助及び交付金		<p>宿泊費及び現地プログラム実施費・保険料として1人当たり25,000円の受益者負担を徴収し、参加者が直接受注者に支払うことから事業予算へ計上しなかった。今後は、収入支出の金額を事業予算に計上して事業の全体像を明確にするとともにより一層の予算執行の適正化を図ります。</p>
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金事業に係る予算の精査と予算編成	
事実の概要等	同交付金事業（放課後プレイキャンプ野沢温泉村）の事業計画では、自己負担1人当たり25,000円程度とされているが、当該収入が事業予算に計上されていないため、当該収入の取扱及び事業規模が不明確であり、当該交付額の適否が確認できない。		
区分	支出事務		<p>令和5年10月6日(金)に返納しました。今後は、普通旅費を概算払いとした場合に返納額が生じた際は、龍ヶ崎市財務規則第85条前渡資金の精算に準じ速やかに精算報告を行います。</p>
件名	注意	旅費（概算払）の返納未了	
事実の概要等	青少年リーダー育成推進事業において、普通旅費の概算払を8月18日に行い、8月22日から25日に3泊4日の出張が行われた。返納額が生じたが、9月末時点では返納が行われていない。		
区分			
件名			
事実の概要等			

注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。

2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。